

# 相談室だより (米の山) 2007年12月

担当：米の山病院 MSW 渡辺

12月に入り寒くなってきましたね。インフルエンザも流行してきているので注意しましょう。それにしても、今年も`あっ`というまに終わりですね。早いものです・・・。  
来年こそは目標に向かって頑張っていこうと思います。さて今回の「相談室だより」は11/29～12/1まで山梨県で開催されたSW研修会の内容をご報告したいと思います。



## ～ 民医連 SW 研修会 IN 山梨 ～

冒頭でもふれたように、11/29～12/1までSW初任者研修に参加してきました。九冲地協では、まだSW研修が確立していないため北関東甲信越・南関東茨城地協に参加させてもらうことになりました。初日は朝日健二さんによる「朝日訴訟を通して」が記念講演としてありましたが、「朝日訴訟」から今年でちょうど50周年を迎え、権利としての社会保障がどのように発展してきたかを学ぶよい機会となりました。

2日目には「民医連SWの果たした役割」「民医連の歴史から学ぶこと」の講演がありました。実はここで初めて知った事実がありました。今では当たり前のHOT(在宅酸素療法の保健適用)や訪問看護制度が山梨の民医連からスタートしたということです。この社会資源を制度化するまでには、さまざまな苦労・実践を重ねてきたとのこと。患者さんのことを考えて、皆で行動を起こした結果が1つの形となって現れた事例ではないでしょうか。改めてソーシャル・アクションの大切さを知りました。また午後からはSWとしての事例検討やインテーク面接演習・ロールプレイなどの専門職に必要な技量を身につける訓練を行ないました。今後のSW業務にきっと役立つと思います。

3日目は午前中だけでしたがグループワークを行ない、有意義な時間を過ごすことができました。

この研修を通して一番印象に残ったことは、山梨勤医協の話聞いたことです。制度研修等で山梨勤医協の内容は知っていましたが、直接経験者から話を聞いたことは、本当によかったです。当時の不安や苦労・団結などとても参考になりました。みなさんも是非一度、経験者の方からの話を聞いてみるといいですよ。

## ～「朝日訴訟」とは～

みなさんも一度は『朝日訴訟』という言葉を目にしたことがあるのではないのでしょうか？朝日訴訟とは、1957年(昭和32年)、当時国立岡山診療所に入所していた朝日茂さんが国を相手取って日本国憲法第25条に規定する「健康で文化的な最低限度の生活を営む権利(生存権)」と生活保護法の内容について争った行政訴訟のことです。当時の生活保護法による保護基準が憲法25条に規定する生存権を保障する水準にないことから憲法違反にあたるとして、日本で初めて生存権を争点にして裁判が行なわれました。結果的に原告である朝日さんが上告審の最中に亡くなったことで、朝日健二さんが養子となり訴訟を続けたのですが、最高裁判所が保護を受ける権利は相続できないとの見解で裁判が終了することになりました。しかしこの訴訟が行なわれる中で、社会保障を求める声や運動が各地で起こるなど、生存権に対する認識が高まる大きなきっかけとなりました。



### 「米の山病院地域医療連携懇親会」開催

08年2月14日に「顔の見える連携」をテーマに米の山病院地域医療連携懇親会を大牟田ガーデンホテルにて開催することが決まりました。現在実行委員会を立ち上げて成功に向けて取り組んでいるところです。

### 「障害者施設等入院基本料」の見直しへ

12月に入り中央社会保険医療協議会より、現行の「障害者施設等入院基本料」の見直し案が提示されました。現行では、脳卒中の後遺症の患者は7割の対象患者として扱われていましたが、来年4月より対象外となる予定です。経過措置等もあるようですが・・・。  
米の山病院では2・3病棟が「障害者施設等入院基本料」を算定していますが、今後の医療情勢に要注目です。

ノロウイルスが流行っています。「うがい」「手洗い」を忘れずに!!!

1月より「地域医療連携室」のホームページが新装開店する予定です。乞うご期待を!!!